

公開質問状

2011年10月3日

川口市長 岡村 幸四郎 様

(写し)

川口市選挙管理委員会事務局 様

川口市民オンブズマン

代表 村松幹雄

選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について 公開質問状

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。さて川口市民オンブズマンは、標記の件について2011年の統一地方選挙に際し2011年2月28日付で選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使いを未然防止するため是正依頼を申し上げます。

前回の是正依頼でも申し上げましたが、ここ数年、ポスターや燃料費など選挙公営は全国各地で問題になり、住民監査請求、住民訴訟の事例が続いて有り報道各社の報道等により全国的な問題として認識され、自治体によっては問題解決に向けての取り組みが実施されている事例もあります。

しかし、条例の範囲において立候補者の認識に一任されていることは川口市においても同様であります。2011年度の統一地方選挙においても多少の変化は見られるものの公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使いが是正されとはいえない状況であります。

当会が公文書公開請求により入手した本件に係る数値は添付のとおりです。

川口市長及び川口市議員の選挙は条例により掲示板（掲示場数）×2倍迄のポスターを公費により作成しています。掲示板数（掲示場数）×2倍ではない各市（鶴ヶ島市は掲示板×1倍まで及び掲示板×1.2倍の16市、掲示板×1.3倍の2市など）では選挙が行われた際にポスター枚数が不足することに起因する問題が発生したと聞いてはおりません。

上記の事実から川口市における選挙ポスターについては以下の問題があります。

- 1、掲示板数（掲示場数）の2倍の枚数までも支出する公費負担は無駄である。
- 2、所属政党、現職・新人候補者等には関係なく、公費負担の上限額一杯まで請求する候補者が多い。
- 3、市場価格から乖離した印刷単価が公費負担の上限として設定されている。

本件是正依頼につきましては条例の改定などの手続きが必要であります。特に公費負担のうちで多額となる選挙ポスターの印刷代金等には問題があり立候補者に公費負担に関する基本的な認識を呼びかけ、支出の低減を図る必要がありますが基本的には条例の改定が不可欠であります。

川口市民オンブズマンは選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について以下の公開質問状を提出し貴回答を求めます。

- 1、地方財政法 第四条（予算の執行等）には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とありますが、添付資料の公費負担結果に関して「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。
- 2、市長は地方自治法及び地方財政法に従い公費負担に関する基本的な認識を新たにされ、速やかに条例を改定し公費負担の低減を図るよう是正を依頼いたします。条例を改定する意向の有無、条例を改定する期限などについて御教示下さい。
- 3、掲示板に使用しなかった残余のポスターについて御教示下さい。
 - ① 前回の川口市長選挙におけるご自身の選挙において、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどの様に処理されましたか？
 - ② 選挙公営による公費負担で作成された選挙ポスターに関して、掲示板に使用しなかった残余のポスターはどの様に処理すべきですか？

公開質問状提出先

川 口 市 長 岡 村 幸 四 郎 様

公務繁多とは存じますが上記の公開質問状（条例改定是正依頼、残余ポスターの処理）について2011年10月末日までに貴回答を下記宛、送付をお願い申し上げます。

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

〒333-0821
川口市東内野 56-33
電話：048-295-0580

添付書類

- 1、川口市市長選挙 ⇒ 市長選挙の選挙公営ポスター一覧表
- 2、川口市議会選挙 ⇒ 県議選挙の選挙公営ポスター一覧表
- 3、参考事項：選挙公営ポスターの水増し請求について。

添付書類 3

参考事項：選挙公営ポスターの水増し請求について

1都、1道、2府、43県の公費負担（市議会議員以下を除く）選挙公営ポスター）においては全てが掲示板×2倍迄のポスターを公費負担により作成しています。水増し請求については噂を耳にします。

掲示板に使用した残余のポスターはどのように処理されているのでしょうか。

1都、1道、2府、43県で残余となったポスターの金額は膨大であると考えられ、公然たるムダ使いであります。

以下にその一部ではありますが新聞社が報じている記事を転載します。

2011/04/16付 西日本新聞社

昨年12月の福岡県福津市議選で、当選者を含む4人の立候補者が、公費で賄われる選挙ポスターの制作費を市に水増し請求をしていたことが15日、分った。西日本新聞の取材に対し、4人とポスター製作を受注した印刷所（福岡県粕屋郡）が認めた。いずれも、ポスター代の2－4倍に当たる規定限度額35万3千円を請求、差額は他の経費に充てるなどしていたという。九州の各選管は、選挙ポスター代の水増し請求は「管内で聞いたことがない」としている。

2011.08.11付 西日本新聞夕刊

国や自治体が選挙公営制度で負担するポスター代の限度額は、従来「実勢価格より高い」との指摘があり、監査請求や住民訴訟になった例もある。2007年には岐阜県山県市議選で水増し請求が発覚。市議ら14人が詐欺容疑で書類送検（不起訴、うち12人は起訴猶予）された。

福津市議選で水増しが判明したのは、村上修一議長（63）、迫静吾（69）、樋口幸雄（71）両市議と落選した小田征夫元候補（69）。

4人や印刷所を運営する社会福祉法人によると、ポスター代（100枚分）の正規代金は9万4500－16万2750円。しかし、印刷所が選挙後に市に35万3千円の限度額を請求して受領。その代金で、ポスター以外に、4人から受注した後援会の入会申し込み用はがきや名刺などの代金12万750－22万7千円も精算した。さらに迫市議以外の3人は残金（約3万－7万円）があり、それを受け取っていた。

水増しした理由について市議らは「印刷所側から『（金銭的に）少しでも助かりますよ』と話があった。不正の認識はなかった」（村上議長）、「前回も同じやり方で認められたので、今回も処理できると思った」（樋口市議）などと釈明。4人はいずれも、水増し分を自主返納するとしている。一方、印刷所側は「候補側から提案され、顧客を逃したくなくてやった」と説明している。

同市は05年に福間、津屋崎の旧2町合併で誕生。選挙ポスターの公費負担制度は新市と同時に導入した。市は「不正の有無について事実関係を調査する」としている。

12月26日に投開票された市議選（定数20）は22人が立候補。立候補者全員がポスター代の公費負担を請求、うち8人が限度額で、請求額の最低は11万9700円だった。

2011年5月10日 読売新聞

4月の福岡市議選（定数62）で、立候補した96人のうち当選した6人を含む9人が、公費負担される選挙ポスター代を過大に見積もって業者と契約を交わし、選挙後に提出する選挙運動費用収支報告書で減額していたことが、9日公開された同報告書で明らかになった。市選管によると、契約内容を減額して収支報告を行うのは異例。選挙ポスターの公費負担を巡っては、昨年12月の福岡県福津市議選で水増し請求が発覚しており、この問題を受けて減額した陣営もあった。

福岡市選管によると、市議選のポスター代は条例に基づき、7選挙区ごとに76万2290円（310枚分）～97万2534円（722枚分）を上限に公費で負担される。各候補は、ポスター制作費など印刷業者との間で交わした契約内容を告示日に市選管に届け出、選挙後、有効投票総数の10分の1以上を得票した候補を対象に業者に支払われる。

市選管に提出された契約に関する書類や収支報告書によると、9人はポスター代について76万2290円（310枚分）～95万3040円（722枚分）で届け出ていたが、収支報告書では21万円～87万8674円と修正して報告。最大減額幅は69万1600円で、上限額の90万1600円で契約を結び、報告書では21万円と記していた。また、立候補した96人のうち、公費負担の対象となる88人のポスター代の支出額は11万3400円～97万2534円で、このうち10人は公費負担の上限と同じ額だった。

減額した福岡市議の一人は「（福津市議選の水増し請求の）記事が出て、業者側から『額を抑えたい』と連絡があり、減額した」と言う。一方、この業者は「契約額では利益幅が大きくなっていましたが、上限内なので問題ないと思っていた。福津市の問題が出たので、陣営に相談した」と話している。

約69万円を減額した議員は「毎回、印刷会社に上限額で見積もりを出してもらって契約し、その後、実際にかかった額を報告している」と説明している。

市選管は「契約内容の変更を容易に認めると、届け出に意味がなくなり、制度の信用性が損なわれる」としている。今回は各候補に契約内容を修正して改めて届け出るよう求めている。